

平成 29 年(2017)年 3 月 16 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2017 春闘要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

1 賃金・労働条件の維持・改善に努めること。

職員の給与や休暇等の勤務条件は、地方公務員法及び地方公営企業法に定められた「均衡の原則」や「情勢適応の原則」等に基づく、適正なものでなければなりません。

特に、給与制度については、これまでも、全庁的な取組として、人事院勧告制度を尊重することを基本として、適正化を図ってきたところであり、引き続き、国や県、他都市の動向を踏まえ、適切に対応していく考えです。

この考えのもと、このたびの国からの本市給与制度に対する指摘事項（①給料表の継ぎ足し部分の廃止を含む見直し、②全職員への人事評価制度の導入、③特殊勤務手当の見直し、④技能労務職への国の給料表（行(2)）の適用）については、真摯に受け止め、これまでの経緯はありますが、できる限りすみやかに解決に向けた取り組みを進めていく考えです。

今後、協議すべき事項については、十分協議していく考えです。

2 雇用と年金の接続に向けた制度の確立・改善につとめること。

本市水道事業では、平成 22 年度から地方公務員法に基づく再任用制度を導入し、業務内容等を精査しながら、適正な配置等に取り組んでいるところです。

雇用と年金の接続のための公務員のあり方については、国において検討が行われ、平成27年12月、引き続き再任用制度で対応することが適切であるとの閣議決定がなされたところであり、地方公共団体においても、地域の実情に応じ、再任用制度により対応することが、国から要請されています。

こうしたことから、本市水道事業においても、市長部局との整合を図りながら、より適切な再任用制度の運用に努めていく考えです。

3 人員の増員・確保を行うこと。

本市水道事業では、水道利用者の節水意識の高揚や、節水型水使用機器の普及に伴い、水需要の減少が続く一方で、高度成長期以降に整備された大量の水道施設の更新に多額の費用の発生が見込まれています。

こうした厳しい経営環境の中で、各課所管事務の見直しや、直営すべき業務と民間委託を推進すべき業務を精査するほか、再任用職員等の活用を図るなど、総合的な見地から職員配置に努めていきたいと考えています。

また、一方で、重要施策の推進や利用者に安全・安心な水を安定して提供し続けるため、必要な職種、職場においては、職員数の増員も図る必要があると考えています。

そのため、全庁的にも、引き続き、長期的な展望を踏まえ、年次的・計画的な職員採用を行うことから、業務量を十分に精査した上で、市長部局との調整を図りながら、適正な職員配置に努める考えです。

4 臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用の安定に努めること。

臨時職員等の勤務条件は、採用事由、期間、形態、及び業務内容等から定めているところであり、賃金等については、一般職員の給与改定等を基準にして改定するとともに、近隣他都市との均衡も考慮しながら改善してきているところです。

こうした中、全庁的には、臨時職員の雇用期限について、公募試験制度の導入により、継続した雇用ができるよう改善を図ったところです。

また、休暇制度においては、任期付短時間勤務職員制度に準じたものへとさらなる見直しを行ったところです。

賃金については、これまで、現行の給与水準に配慮するとともに、本年度からは、昨年度の正規職員の給与改定に準じた引き上げを行ったほか、新たに昇給制度を導入するなど、大幅な改善を行ったところです。

5 公共サービス基本条例・公契約条例・入札制度改革など公共サービス基本法にのっとりた施策を推進し、公共民間・中小の労働条件の底上げをはかること。

公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、事業委託等における委託契約等の締結にあたっては、労働諸法令の遵守を盛り込み、従業員の労働条件が公正な労働基準を下回ることがないように指導に努めているところです。

なお、労働諸法令に重大な違反をしている者については、明石市指名停止基準の規定により、指名停止措置を行い、一定期間入札から排除できるようにしています。

また、平成28年7月からは、公共サービス基本法と同じ趣旨のもとで「労働者の適正賃金及び適正労働環境の確保のための入札制度改革」を実施しています。